

令和 7 年 第 2 回

北本市議会改革特別委員会会議録

令和 7 年 7 月 3 1 日 開 会

北 本 市 議 会

議会改革特別委員会

1. 開会年月日 令和7年7月31日(木) 午後 1時30分
2. 出席委員 工藤日出夫委員長 中村洋子副委員長
桜井卓委員 島野和夫委員
高橋誠委員 永井司委員
滝瀬光一委員 大嶋達巳委員
保角美代議長
3. 欠席委員 (2名)
小久保博雅委員 湯沢美恵委員
4. 説明のため出席したもの(0名)

事務局職員出席者

関口智明	局長	佐藤慎也	参事
金子瑠美	主査兼GL	小林範之	主査

開会 午後 1時30分

○工藤日出夫委員長 開会の時刻がまいりましたので、ただいまから第2回議会改革特別委員会を開会いたします。

本日、小久保委員、湯沢委員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。

議事に入る前に、委員会の傍聴についてですが、本日の委員会の傍聴については、これを許可しますので御了承ください。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時32分

○工藤日出夫委員長 休憩を解いて再開いたします。

本日の日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表のとおりです。

日程第1、議会基本条例の振り返りについてを議題といたします。

この件につきましては、第1回の委員会において、今後の運営について各委員から様々な御意見をいただきました。その中で、私のほうで要約いたしまして、まずは議会基本条例に基づいて一度立ち止まり、そこで、今この条例を私自身がどのように理解しているのかということについて総括と言いましようか、整理したらどうでしょうということで御提案を差し上げて、皆さんから御同意をいただいたので、今日の議題とさせていただきます。

本日皆様にお配りいたしましたのは、議会基

本条例の逐条解説がついた資料をお届けしておりますけれども、この中で、第12条の議会のモニターの部分につきまして、令和3年に改正されておりますので、そこを訂正していただきたいと思います。

第12条の中の「住民」という言葉がありますが、これを「市民」と改めていただきたいと思っています。よろしくお願い申し上げます。

何ページになるのかな。

〔「19」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 12条ですので、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 それでは、進めさせていただきます。

今日、皆様のところに議会基本条例から見る議員としての現在地という私が作成した資料を配付させていただいております。これは議会の役割であるとか、議会の活動原則といった議会基本条例に定められている問題について、今自分自身がどの程度の位置にいるのかといったことについて私から説明する中で、そこに一つ一つ、自分が今どの位置にいるのかということについて客観的に自分を見つめ直してみても、そこで、1番か2番か3番か4番かというところに丸をつけていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。全部で23項目にわたってお願いをすることになっております。

まず、議会基本条例でございますが、私たち

の北本市議会としては、どのような市議会であるべきなのか、どのような市議会を議事機関としての議会を目指していこうとしているのかということについては、この条例の前文のところに掲載されておるとおりでございます。

一つは、自治基本条例というものの中で、私たちがこの議会基本条例を定めたということがまず1点でございます。そして、地方分権が進んでいく中で、市議会が地域に与える民主主義を発展させて、地域住民の福祉の向上にどのようにしてつなげていくのかという責任が非常に大きくなっていますよということでございます。この約1年間ぐらいだったと私も記憶しておりますが、当時の滝瀬議員が委員長として特別委員会をつくってこの条例を制定したという経緯がございます。ぜひ、この前文につきましては、しっかりと皆様方に読み込んでいただいて、私たちがこれからさらに北本市議会をどのように発展させるかということの精神がここに載っていると思いますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは、まず議会の役割というものについて、私から説明をさせていただきます。

第4条に議会の役割というものが定められております。ここでの（1）としては、議事機関として議案の審議及び審査を行い、本市の意思決定を行うというのが議会の役割の最も大きなものでございますということです。

2番目として、市長等の事務執行について監視し、政策の効果を適切に評価することと規定

されております。このことは、私たち議員が議会を構成する議員としてのまず一人ひとりの非常に大きな役割といいましょうか、職責の非常に重要な部分であるというふうに、私はこの間ずっとそんな思いでここまでやってまいりましたけれども、この市長等の執行業務を監視し、政策の効果を適切に皆さんは評価されているのかどうかについて、もしできているとしたら1番に丸をして、ややできていると思ったら2番にして、できているとは思えない人は3番で、判断できないということは4番でということでございますけれども、お一人おひとりに自分がどこにあるのかということは別にして、このことについてどのような御認識でいるかということについて私からお尋ねしますので、客観的にお答えをいただきたいと思います。

大嶋委員としては、この件に関しては、どのようにふだんから考えていらっしゃるでしょうか。

○大嶋達巳委員 これは最も議員議会として大事なことですし、これは議会としてもできているものだと考えます。

○工藤日出夫委員長 という御意見をいただきました。

高橋委員は、まだ2年ちょっとですけれども、このことについてはどのようにお考えになられていますか。

○高橋 誠委員 2年間経験をしておりますが、現状のところしっかりできているというふうに判断をしております。

○工藤日出夫委員長 それぞれベテランの議員さ

んも新しい議員さんもいらっしゃると思いますけれども、私たち議会の役割として、この部分は非常に私は重要な部分なんだろうと思います。このところが十分にできていないということは、まず議会としてのやはり役割といいましょうか、責任が十分果たせていない可能性がありますので、ここについて皆さん方は自分で現在地としてどのようにお考えになられているのか、まずここに丸を、それぞれのところにつけていただきたいと思います。

続いて、（３）でございます。

市政の課題について調査を行い、政策立案及び提言を行うことというふうに議会基本条例では定められております。これも一人ひとりの議員としても、このことについては十分受け止めなければなりませんし、また、議事機関という団体としての役割としても非常に重要なものだと、このように考えておりますので、このことについて、日常的にどのようにお考えになられているのか、島野委員からお話を伺いたと思います。簡単で結構でございます。

○島野和夫委員 市政の課題等調査しということ、我々議員にとっては限られた部分がありますが、自分なりに精いっぱい調査をしながら毎回議会に臨んでいるところであります。また、政策立案というまた提言については、やはり我々様々な市民の声をいただきながら市民ニーズも多様化している中で、一般質問等、また本議会でも質疑等で、そういった政策についても質疑等させていただいて、それが提言に結びつ

けばという思いで毎議会ごとに挑戦をしているところであります。

○工藤日出夫委員長 ただいま島野委員から、市政の課題等を調査し政策立案提言が行われているということについて、これまでの御自身の活動も含めて御説明をいただきましたが、まさにこれも非常に議会として委員として重要なテーマでございます、問題は、何をどう調査し、そしてそれをどうやって政策に立案し提言につなげていくのかというところは言葉でいうほど実は簡単ではない。そのところについては、まだ２年ちょっとしかたっていませんけれども、永井委員はどのようにお考えになられていますか。

○永井 司委員 そうですね、議会としてということだったので、全体のことを見ていると、やはり皆さんの御発言とかを聞いていると、よく私も御相談いただくことをやはり御提案されている方も多いですし、一方で、今後10年、20年先に課題となってくるような潜在的なニーズもキャッチアップできているのではないかなと、おおむねできているのではないかなと思っております。

○工藤日出夫委員長 今、お二人の議員からこの件に関するコメントもいただきましたので、それぞれの委員として現在どのように評価しているのかについて、それぞれのところに丸をさせていただきたいと思います。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 この件につきましては、各議員

レベルでは一般質問等を通じて提言等行っている部分は十分はあると思いますが、もう一つ、これが意図するところは、委員会の所管事務調査も含まれるんだと思います。そちらにつきましては、テーマ活動等は行っておりますけれども、政策の立案提言については、まだまだ十分ではないかなと私は感じます。

○**工藤日出夫委員長** そういう御意見もございましたので、それらも受け止めながら、それぞれ自己評価をしてみていただきたいと思います。

それでは、議会の活動原則というところに移ってまいります。

これは第5条であります、第5条の1項で、議会は、その役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする、このように議会基本条例では規定されておりますので、そのような原則に基づいて活動されてきているのかどうかについてをお尋ねをしながら、私からの説明をさせていただきたいと思います。

5条の1号としては、住民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじた、市民にわかりやすい開かれた議会を目指すこととこのようになっておりますが、実際に私たちは、このような条例に規定されているような議会活動をされているのかどうかについて自己評価をしていただくということになりますけれども、滝瀬委員はこれらについては、どのようにお考えになりますか。

○**滝瀬光一委員** 当然ながら公正性、それから透明性、信頼性については、それぞれしっかりと

取り組んでいるというふうに思っております。

一方で、市民に分かりやすい開かれた議会というところがなかなか難しい部分で、様々傍聴規則の見直しであるとか、議会モニター制度を導入したりとか、進めてはいるんですけれども、ここの部分には、それぞれどこまでやればいいのかとか、その辺は難しい部分があるのかなと思っています。

○**工藤日出夫委員長** それでは、過去において行政マンとして、我々から見れば執行部の一員であつたり、今議員として活動されている桜井委員は、この件についてはどのようにお考えになられていますか。

○**桜井 卓委員** 滝瀬委員と同じ感覚だと思うんですが、透明性に関しては、ここ数年でいろいろ取り組んできて、例えば、常任委員会の議事録を公開するようになったりとか、改善が進んでいるところだとは思いますが。ただ、分かりやすい議会になっているか、分かりやすい開かれた議会と、分かりやすい議会になっているかということに関してはそもそも、例えば議案だつたりとか議論が難しい部分もあつたりするので、議会モニターさんとの意見交換をしても、なかなか議会そのものの理解というものが難しいんだろうということで、分かりやすい議会というところは、まだまだ課題があるのかなと感じています。それは、議会報告会などでもやはり常に難しさを感じているところで、どうやったらこれがより分かりやすいものになるかというところは、もっともっと考えて改善して

いかなければいけないところなのかなと思っています。

○**工藤日出夫委員長** 実際に私も二十何年ここにおいて、市民に分かりやすいという、開かれたところについては、それなりの議会にはなっているんですけれども、市民に分かりやすいということになりますと、使っている言葉が必ずしも日常語とは違った行政用語がいっぱい出てきたり議会独特の言葉があったりして、そういうことが、なかなか市民にストレートに理解していけないという部分もありますので、なかなかこのところについては、難しい部分がありますし、このわかりやすいという開かれた議会が、多分その前の言葉の信頼性というところに多分つながっていくんだろうと思うんですけれども、中村副委員長としては、いかがでございませうか。

○**中村洋子委員** 過去においては、町を二分する市民運動、住民運動ということで駅の問題とか西口の駅の問題とか、そういうふうなことで市民も巻き込んだ運動ということはありませんでしたが、では、議会はそれについて、どういうふうに市民と対峙したのかというところでは、なかなか、市民は市民運動、議会は議会というふうな形になっていたのかなという感じはします。そういったところでの透明性というところでは、なかなか見えにくい部分というのがあったのかなと感じます。議会の採決でこうなりましたという結果は市民には知らされていますが、その過程というところが、非常に市民の手の届

かない部分というのは、やはりあったのかなと感じております。

○**工藤日出夫委員長** ありがとうございます。
いろいろとそれぞれのお立場でそれぞれの感じ方があると思いますけれども、自己評価としてどうなっているのかについては、それぞれのところにチェックをしていただきたいと思います。

次の5条の第2号の、議会が、討議の場であるという認識に立って、市民の参加の機会を確保し、市政の課題等の解決のために尽力することと、こうなっておりますけれども、実際に、私たちはそのような解決のために尽力をしているのかどうか、このことについて、皆さんはどのように評価されているのかについて自己評価をお願いします。

このことについては、大嶋委員はどのようにお考えになられていますか。

○**大嶋達巳委員** まずはこの最後の部分の、市政の課題等の解決のために尽力することというこの部分につきましては、議員、議会ともに十分対応しているものと思います。その前の市民の参加の機会を確保しという、ここの部分ですけれども、例えば、請願の場合、市民、請願者に発言の機会は求めています、それ以外で、公聴会であるとか、そういった場を設けたことは記憶にはあまりないので、そういった部分での市民参加の機会を確保ということは不十分ではないかなと思います。

また、議会が討議の場であると、これは冒頭

前文にも書いてありますけれども、議会が言論の府ということになっていますから、基本的にはそうでなければいけないんですけれども、討議ですか、そういったものの詳細が決まっていないということで、なかなかできていないんですけれども、これは今後進めていかなければいけないものだとは認識しています。

○**工藤日出夫委員長** この件に関しては、永井委員はどのように受け止めていらっしゃいますか。

○**永井 司委員** 大嶋委員がおっしゃったとおりでと思うんですけれども、まだまだうちの市議会としては、改善できる点は多く山積しているのかなというふうに感じているところでございます。確かに市民の参加の機会、先ほど中村委員からもあったとおりなんですけれども、やはり過程の部分というのは確かに弱いのかなというふうに感じていたところではございますので、この5の2に関しては、なかなか不十分どころが多いのかなと感じております。

○**工藤日出夫委員長** 従来からの長い間の歴史的な関係からいうと、なかなか市民が直接議会に参加してくるというような機会というのは、制度上は別にしても、実際としてはなかなか難しかった。しかし、今はまさに住民、市民が参加をし、住民と一緒に議会もまた動いていくというような時代になっているということの、ある意味ではかなり先取りしたような条例の項目でございまして、このことについて、現在地としてはどの程度になっているのか1、それぞれの委員の中で回答してみてください。

それでは、5条3号でございます。

自由闊達な討議を行い、市政の課題等に関する論点及び争点を明らかにし、政策提言、政策立案等に努めることとなっておりますけれども、私たちはこれまでの議会活動の中で、このようなことに努めているのかということについてがこの条例の評価になりますが、この点について、島野委員はどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。

○**島野和夫委員** 自由闊達な討議ということで、これまでなかなか、特に議員間討議ですか、これから進めていかなくتهはいけない、この議員間討議というのは、なかなかこれまでできていなかったなという認識でおります。そのことによって、なかなか政策提言、政策立案というところまでは至らなかった。今後においては、そういった自由闊達な討議ができるような雰囲気づくりに、まずはそういった雰囲気づくりをしっかりこの辺も進めていければと思います。

○**工藤日出夫委員長** ありがとうございます。

この条項の中で、一つのところは、論点及び争点を明らかにしてという項目がありますけれども、実際に私たちが執行部に対して質疑をし、または質問をする中だけで、実際に議員と議員との間の論点の違いであるとか、争点であるとかといったようなものが、なかなか明らかにしながら、それらをどうやって熟議をしながら合意形成を図っていくのかという点については、確かにやや不十分なところもあるような感じもしないでもないですけれども、高橋委員は、こ

の件に関してはどのような認識でいらっしゃいますか。

○高橋 誠委員 私も議員になってまだ2年ですが、3年目を迎えますけれども、なかなかこの討議、議員間討議というのは行われていないので、正直イメージが湧かないというのが現状です。今後、研修等予定されていますので、しっかり研修させていただきたいと思います。

○工藤日出夫委員長 討議の場であるということがね、この条例の中でありながら、実は討議ということについて私たちが議員間討議もそうでしょうけれども、必ずしも十分でないじゃないかという御意見もありましたけれども、この部分について、桜井委員はどのようにお受け止めなられているかと。

○桜井 卓委員 最近の議会の傾向を見ると、請願だったりとか特定の部分で討論という形で自己の意見を言う機会というのはしっかり増えてきたのかな、ちょっと統計的に分からないですけれども、そういったことはあるなと感じているんですけれども、やはり討議と討論の一番の違いは、討論は一方通行になっているというところですよ。先日のインボイスの討論のときにも、毛呂議員が2回目に手を挙げたんですが、それは、討論1回だけということで当然認められなかったんですけれども、あれが討議という形であれば、ほかの人も討論に対して、私はそこについてはこう思うんだということで、またより深い議論ができたんだと思うんですよ。そういった点では、やはり討議というもの

に関しては、自由闊達な討議ということに関しては、十分にできていないのかなということと、それと最後の政策提言、政策立案、ここの部分も議会として、ここまではなかなかいけていないと、議員個人として様々提案はされているとは思いますが、議会として、この政策提言、政策立案というところは、まだまだ十分できていないのかなというのはすごく感じているところです。

○工藤日出夫委員長 今、3人の委員に、この問題についてのそれぞれの受け止め方について御発言いただきましたので、それらも含めて、今自分の自己評価としてはどういうところなのかというところに丸をしていただきたいと思います。

次のページをめくってください。

第5条の5号でございます。

ここには、積極的な調査研究活動に努めるとともに、継続的な議会改革に取り組むことと、このように規定されていますが、このような形で取り組んでいらっしゃるのかどうかについて、それぞれの委員の現在地につきまして、1から4までの間にお答えをいただきたいと思います。

滝瀬委員は、この件に関しては、どのように受け止めていらっしゃいますか。

○滝瀬光一委員 調査研究活動につきましては、それぞれ政務活動費を活用して各会派ごと、そして、また委員会活動の中で視察を実施することで、できているというふうに思っております。継続的な議会改革についてもできるところ、ま

た気になるところについては、その都度見直しをかけているんだというふうに思っております。

一方で、今回これ、議会基本条例を基にして、今日皆さんに意見を聞いておりますけれども、この基本条例の見直しについては、ちょっと取組が弱かったなというふうに今考えております。

○工藤日出夫委員長 はい。

中村委員はどのように受け止めていらっしゃる。

○中村洋子委員 会派での視察での調査活動とか、委員会での調査活動ということを実施しているんですけども、なかなかそれを提言をしながら継続的に改革に向けていくというところでは弱いなという、執行部に対して言い放しという状況というのが、実際にあるという状況は否めないのを感じています。議会改革、今回こういう形で取り組まれたということは、全体のものにすると、議会の前進をみんなのものにしていこうという取組なので、ぜひやっていきたいというふうに思っております。

○工藤日出夫委員長 それでは、続きまして、議員一人ひとりの活動の原則についてでございます。

議会は議員が構成員でありまして、議員の構成員によって議事機関という議会の組織体ができておりますから、当然お一人おひとりの議員がどのような活動をするのかの集大成がまさに議会の権能の発揮のところにつながっていくんだろーと思いますので、ここのところについて、それぞれの基本条例の中でも、その活動の原則

ということで、全部で6項目定められております。この6項目についてをちょっと皆さんと一緒に学んでいきたいと思っております。

条例では、議員は、その役割を果たすため、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとするというのが、第6条の1項で規定されております。

1号として、議員は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議を推進することとなっておりますが、実際にこのような形で推進されているのかどうかについてをお伺いをいたします。1から4までありますので、自己評価をしていただきたいと思います。

高橋議員は2年間、議会が合議制の機関であるということを理解していらっしゃるからこそできましたかどうかも含めて、この議員相互の自由な討議が推進されているというふうにお考えになられているのか、どのように認識されておりますか。

○高橋 誠委員 委員になって会派の中でいろいろと取り組んでまいりました。その中で、お互いでいろいろな意見を交わし討議をしてきたところでございます。そういった会派の中ではいろいろとお話はできているところですけども、議会の中においての、先ほど言いましたけれども、討議というのは、やはりされていなかったのかなという認識であります。

○工藤日出夫委員長 それでは、島野委員はいかがですか。

○島野和夫委員 特に合議制というところの部分

ですけれども、なかなかそれぞれの議員、よって立つところが違ってですね、それぞれの政策、主義、主張も違う中で、なかなか合議制というのを導き出すのが難しい部分もあるんですが、やはりそこは議会全体としてのそういった合議を進めていくには、やはりその辺は、ここに書いてある相互間の自由な討議が必要と思っております。

○**工藤日出夫委員長** ある学者の言葉を借りれば、民主主義の大原則は合議制です。合議制は決して多数決ではありません。でも議会は、最後はどうしても採決で、多数決で決めざるを得ないことが多いんです。けれども、本来は、やはり議員間の議運が活発な討議を行いながら、俺は反対なんだけれどもやや賛成になるなとか、賛成だったんだけれどもややちょっと疑問だよなとかというのを、お互いに少しずつ少しずつかぶせながら、最終的に1つの結論の方向に導きだしていくというのが本来の形だというようなことをおっしゃっていた学者がいらっしやいましたけれども、この合議制と議員相互の自由な討議というところは、我々自身がなかなか今できていないところの部分だと思うのですけれども、ここについては、永井委員はどのようにお感じになられていますか。

○**永井 司委員** 先ほど高橋委員からもあったんですけれども、2年間の経験を経て、確かに会派単位では議員同士でいろいろ意見をぶつけて、採決が変わったりとか、会派の意見が変わったりということもあったんですけれども、議

会20人の議員全体を通して自由な討議によりいろいろもまれているかという、ちょっとそこはまだ弱いのかなと感じております。

○**工藤日出夫委員長** 会派の人たちで様々な議論をして、それが議会としての賛否も含めたところにつながっていつてはいるんだろうと思うんですけれども、議会は、基本的にいうと、やはりその場でもって、どれだけお互いに意見交換をし、人の意見を聞き、自分の意見を言い、いろいろとやっていくというようなものなんだろうなというのは、僕も随分いろいろなところで教えていただいたんですけれども、現実には、なかなかそういうところまで進んでいていないのかなという印象を強く持っています。

いわゆる議会は合議制です。合議制のためには議員相互間の自由な討議が必要です。現実には、今、永井委員は、会派の中では議員の間の自由な議論はできてはいるとは思いますが、議会の中ではどうなんだろうかなというお話があったんですけれども、そのようなものも含めてどうでしょうか。

大嶋委員。

○**大嶋達巳委員** まず、会派の中とか身近なところで議論するのは必要ですし、また議案等によっては、様々な考え方が出ている中で、会派を超えた議員間同士で様々なやり取りをする。正式な形での討議の場ではありませんけれども、そういった場で様々な意見交換等はされて、場合によっては議案の修正等も過去にあったと思いますので、そういう意味では、自由な討議は

ある程度は行われていると。ただ、この議会基本条例の中で、それを正式な形で何か設けようとしていますから、その部分では欠けているのではないかなと思います。

○工藤日出夫委員長 中村委員。

○中村洋子委員 どうしても本会議場では、反対討論、賛成討論というふうな形で討論で終わっておりますので、討議という形はやっていないので、お互いに歩み寄って、今まではこうだったけれども少し変わったよとかいうことは、あまり本会議の中では見えないなという、それは感じます。討議が足りないのかなというふうに思っています。

○工藤日出夫委員長 今ここまで議会基本条例で規定されている様々な言葉の中で、私たちが一番できていないのではないかなと思われるのが、今の討議なんではないかということが、少しずつ明らかになっているのではないかなというふうに感じながらここまで進めてまいりました。それでは、自分で自己評価してみてください。

滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 今、合議の部分について意見が出ていましたけれども、少なくとも議会の議会運営委員会においては、多数決ではなくて、基本合議制の下で議論は進めていますので、全くこの合議が行われていないということではないかと思います。

○工藤日出夫委員長 そういうことでございます。私、でも2回だけ多数決やった経験がありました。そういうことも含めて、それぞれの方で評

価してください。

続いて、6条の2号に移ります。

市政の課題等について、市民の多様な意見を把握するとともに、自己の資質向上に努め、市民の信頼に応える活動をするということのが条例に規定されておりますけれども、市民の信頼に応える活動をされていらっしゃるのでしょうかということが問いでございますけれども、ここについては、桜井委員は日頃よりどのような活動をし、どのような形でこの条項を受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○桜井 卓委員 この前段の部分ですよね。市民の多様な意見を把握するというのが、やっていて一番難しいところだと思っています。駅に立ったりとか、チラシを配ったりとかすることで、そこに問合せの電話番号とか書いてあると、それをもとに電話をいただいたりとか、声をかけてもらったりということはあるんですけども、それが果たして市民の多様な意見と言えるのかどうか、6万5,000人の市民がいるわけですよね。だから、これを議員個人として多様な意見を集めていくというのは本当に難しいと感じていて、一人ひとりがそれぞれこういった努力をしながら、20人の議員が聞いてきた意見をきちんと議会の場で集めてもんでいくということが必要なんだろうけれども、その部分がやはりできていないんだと思います。市民の多様な意見を把握するというのは、本当にどこまでやってもやり切れないような気はしているんですけども、まだまだ改善する

余地があるんだろうなというふうに感じています。

○工藤日出夫委員長 それでは、中村委員。

○中村洋子委員 市議選の前とかそういうときに、
どういうふうな思いで市民が生活しているんだろうかということでの市民アンケートとかということは取ったりはするんですけども、年に1回やっているわけでもないし、相談に来ていただくという方も本当に少数という状況の中で、市民の多様な意見を把握するという努力というのは今後も必要だなというふうに思います。

また、自分の資質向上に努めということは、常に謙虚に市民と一緒に行動しようというふうな姿勢ではあるので、でも、それが、そう評価されているのかどうかは分かりません。

○工藤日出夫委員長 はい。

6条の3号に進みます。

6条の3号は市民全体の福祉の向上を目指して活動することとこのように規定されていますが、日頃の議員の活動として、市民全体の福祉の向上を目指して活動しているというふうにお考えになられているのかどうか、それぞれ自己評価をしていただきたいと思います。

このことについて、高橋委員はどのようにお考えですか。

○高橋 誠委員 福祉向上というとびんとこなかったのが現状です、以前は。やはり前職も含め農業等をやっているときには、正直、福祉という言葉については、なかなか敏感にはなれずいました。現状、今自分自身がこうなったこと

もあるんですけども、非常に今敏感になっていて、様々なところで気づきが出ているのは現状です。そういったことも含めて、今後はしっかりと活動していきたいというふうに思っています。今までは自分の可能性を取っているところがありましたけれども、今後は、引き続き、さらに努力していきたいと思っております。

○工藤日出夫委員長 今日お配りしたものに、用語解説のようなものが載っております。市民福祉という言葉に、福祉とは幸せや豊かさを意味する言葉であり、ここでは、全ての市民の幸せという考え方で述べてますというのが、条例の逐条解説の中に書かれておりますから、いわゆる住民一人ひとりの幸せや豊かさにつながるような活動をしているのかというところが、多分この条例の意味するところなんだろうというふうに思いますので、実際にそのような活動をされていらっしゃるかどうかというのが、私自身も含めて、そこをそれぞれの方の自己評価をしてください。

次に、6条の4号を議題といたします。

6条の4号は、市民に対し、自らの議員活動について説明することとこのようになっていますが、それぞれ皆さんは自分の活動について何らかの方法を用いて説明をされているかどうかについて、自己評価をしてみてください。

このことについては、大嶋委員は、どのようなことも含めて取組をやられていますか。

○大嶋達巳委員 この議員活動ということの説明ですけれども、この説明の手段、方法、これは

様々ですし、それから、量的なもの少ない多い、それもそれぞれの議員がそれぞれの判断の下に行っているものであり、各議員それぞれに実施されているものではないかなと考えます。

○**工藤日出夫委員長** 滝瀬委員は、このような活動については、どのような認識をお持ちでございますか。

○**滝瀬光一委員** これは、個人の報告会と広報等ということで、ここで例示されておりますけれども、それぞれ議員で、これはちょっとやっている人やっていない人とかの格差が出てきているのかな、自分のやり方も含めてですけれども、そういうふうに感じています。

○**工藤日出夫委員長** 永井委員はどのようにお考えですか。

○**永井 司委員** 大嶋委員の意見に賛同なんですけれども、やっぱり質的なもの量的なものが、確かに議員の中でばらつきが、ばらつきというか、そういったものは主観的なものであると思うんですけれども、承知している範囲だと、皆さん、各々の形でやられているのではないかなというふうに認識しております。

○**工藤日出夫委員長** 桜井委員はいかがですか。

○**桜井 卓委員** ちょっとほかの議員のことはよく分かりませんが、自分としては、まだまだ十分に隅々まで説明しきれているかという、試行錯誤はしているんですけれども、やはりやり切れないなという思いはありますね。頑張っているんだけれども、行き届きはしていないというのが答えですかね。

○**工藤日出夫委員長** 自分のことで長くやっている一人として、どこまでやっても到達点がないんだなというのが正直なところなんです。議員立ちも20年ぐらいもうずっとやっていましたし、自分の議会だよりをつくって市内全域にポスティングして歩いたこともありますし、しかし、いろんな人と会ったときに、いろんなお話をさせていただいたり、しかし、どこまでいっても到達点が見つからないというのが、多分この辺の活動につながっていくので、なかなか議員活動しては本当に厳しいというかつらいという状況なんではないかなと思うんですけれども、島野委員は私よりも古いから、いかがですか。

○**島野和夫委員** ありがとうございます。古いばかりで何もしていないんですけれども、これは今工藤委員長がおっしゃったとおり、なかなか到達点が見えないという状況であります。個人の報告会というよりは、私ども公明党の会派として、議会終了後に報告会等をやっております。また、広報についても毎議会ごとに出しておりますが、選挙があったり、国政選挙があったりするとなかなか出せないというのがあったり、そういったところもあります。市内全域に個人の広報を配るというのは、到底、政務活動費の関係で無理で、毎回出せる状況ではないんですが、極力出すようにして、また、駅立ちについてもなかなか冬の朝なんか寒くて立てない状況もあったり、完璧になかなか駅立ちというのはできないんですけれども、極力挑戦をしていきたいというふうに思って、一人でも多くの

市民に活動をお知らせできるように、また説明できるようにやっていきたいなというふうに努力していきたいと思っています。

○**工藤日出夫委員長** それでは、それぞれのところで、自分の1から4まで評価しているところに丸をしていただきたいと思います。

6条の5号につきましてでございますが、市政に関して、調査及び研究を行うとともに、必要に応じ議案を提案すること、この項目って議会の活動の中でも同じような項目が出てきますけれども、議員個人として、このようなことについてどうされているのかということについての条例の中の解釈だと思いますので、このところについて、滝瀬委員はどのように受け止めていらっしゃいますか。

○**滝瀬光一委員** 現実として、議員個人として議案を提案するという、そこはできていないというふうに思っております。市政の中で課題等があれば、特別委員会を設置して、その中で条例制定という形にはもっていつている事例はありますけれども、議員個人として、これができているかという、なかなか提案までは難しいのかな。その前段の調査研究という部分については、議員個々に執行部にいろいろと話を聞きに行ったりして一定程度できているのかなと思っております。

○**工藤日出夫委員長** 中村委員。

○**中村洋子委員** 予算決算に反対するなら、やはりきちんと修正案を出して提案をしてというふうには言われるんですけども、やはりそこは

なかなかできていないという状況です。こういうことに対して反対だとか、やるべきだというふうなことは提案できるんですけども、それを文章化して議案提出というふうな形ではできておりません。

○**工藤日出夫委員長** 桜井委員はどうですか。

○**桜井 卓委員** 先ほど滝瀬委員がおっしゃったとおりで、これ条例が必要だなと思ったときには、特別委員会が設置をお願いをしたりとか、あるいは、委員会の中でみんなで話し合っ、これは委員会で出そうとかという形でやっている、議員としてこの議案の提案が実績としてはほとんどないと思うんですけども、だから駄目なのかというと、より丁寧なやり方を選択しているということも言えなくもないので、もちろん修正案を出したりということもやってはいますけれども、個人で出すときというのは、むしろ合意ができていない可能性が高いので、より丁寧に委員会だったりを使って提案していくということができていれば、それは、これに関してはいいのではないかなというところで、この議員の活動原則の中に議案を提案することって書いてあるから議案を提案しなければいけないんだなというところに縛られる必要はないのかなという気はしています。

○**工藤日出夫委員長** 現実の問題として、本会議で一人で議案を出そうと思っても制度上できない。したがって、何人かの方が、そこに同意していただけるような状況でないと、議案そのものとしての提出ができないという状況もありま

すから、だから、それだけに議員がほかの議員も含めて一つの政策をつくり、政策議案として提出していくのかどうかということが、この条例の中では多分そういうところの意味で使われているんだろうと思うんですけども、なかなかここ判断が難しいと思いますけれども、それぞれのところで御判断していただきたいと思います。

6条の6号では、議会活動を最優先するよう努めているのか、普通みんな努めているというふうな、努めていないとなっちゃうとちょっと問題なんですけれども、努めているということの前提になると思うんですけども、高橋委員は議員になって2年ですけども、議会の活動ということに対して、自分の毎日の日々の生活の中の議会活動というものについての最優先ということについては、どのように受け止めていらっしゃるのか。

○高橋 誠委員 議会の予定等も早め早めに示していただいているので、非常に予定も組みやすいし、議会最優先ということでやっております。どうしても身体に関わることだけは、予定されている病院等については仕方ありませんけれども、基本議会活動は最優先でございます。

○工藤日出夫委員長 会議規則に、議会を欠席するということについては、こういう条件のときというふうに大体が定められていて、私になったときには、まだ女性の人が妊娠したらみたいな条項というのはなかったんですけども、だから、非常に議会を休める条件というのはも

のすごい幅が狭かったんです。幾らか今いろんな社会の環境が変わる中で、変わってはきていると思うんですけども、ここのところについては、議員としては原則中の大原則ということには多分なるんだろうとは考えているんです。

大嶋委員はいかがですか、ここのことについて。

○大嶋達巳委員 市民の負託を受けて議員になっている以上、議会活動を最優先するのは当然のことだと思います。むしろ、この条文の努めるという文言が不要ではないかとすら考えられます。

ただ、前回のこの場でも言いましたけれども、会期中は当然議会最優先ですが、閉会中に、前回のこの特別委員会が開催されたように、閉会中の場合は状況によっては、やむを得ない場合もあるのかもしれないんですけども、そういったときには、この最優先ということになるのかなというふうに感じます。

○工藤日出夫委員長 はい。

それでは、13番目に移りたいと思います。

13番目は市民参加の機会という項目がありまして、第8条で、市民と議会との関係、市民の参加の機会の充実というところの部分でございます。

議会は、公聴会及び参考人制度等の活用や広報聴機能の強化により、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会の充実に努めなければならないということなんです、このよう

になっているのかどうかということについてでございますけれども、滝瀬委員はここについては、どのようにお受け止めになられていますか。

○滝瀬光一委員 この公聴会というところについては、現状できていないのかなというふうに認識しております。市民に直接大きく関わるような議案であっても、定例会中であると、なかなか会期日程の関係で、こういった公聴会みたいな開催をすることが難しいというところもあるかと思います。そして、またそれ以外の部分についても、子どもの権利については公聴会みたいな形で条例制定までもっていったようですが、議会基本条例については、公聴会というよりは、できあがった案について御意見をいただく、それも公聴会に当たるのかは分かりませんが、条例制定については、そのような形でとっておりますけれども、議案として提出されたものについては、これはなかなか難しいのが現実かなと思っております。

一方で、この参考人制度については、請願が提出された場合には、請願人を参考人として招致し、意見の陳述をしていただいているところでもありますので、こちらはできているのかなというふうに思っております。

○中村洋子委員 以前、障害児保育についての、障害児を持つお母さんたちからの公聴会ということで、現王園市長のときに、それは実施したという記憶しています。それは、議員が傍聴したということで、障害者を持つ保護者の方のお話を聞くという形での公聴会、それはやったの

かなという。

〔「議会じゃない」と言う人あり〕

○中村洋子委員 議会じゃないか、議会としてやってないか。

○工藤日出夫委員長 この中で、市民が議会の活動に参加する機会の充実という規定が書かれているんですけども、市民が議会の活動に参加する機会というのは、もちろん公聴会もそうです、参考人もそうだしということなんですけれども、具体的に、日常的に市民が議会の活動に参加するということについてのなかなかイメージというものが具体化しないんですけれども、桜井委員は、この件についてはどうしてお考えになれますか。

○桜井 卓委員 子どもの権利条例をつくったときというのは、ちょうどコロナ禍で、なかなか人を集めてお話を伺うということができなかったんですけども、そんな中でもパブリックコメントよりも前の段階で、まだ意見を十分に意見を反映できるようなタイミングでリアルな場でも意見を伺いましたし、それから、ネットでも特に制限をせず市民に限らず様々な方からの声を聞こうという形を取らせていただいて、それによって市外より専門性の専門的な知識を持った方からの意見もいただけたかなと、コロナ禍の中にあってもかなり多様な意見をいただけたのかなということは、よかったなと思うんですけども、理想を言えばやはりワークショップ的なもので継続的に1年とか2年とかかけてもっと深い議論ができたほうがよかったんだ

ろうというのは感じています。思うのは、そういった特定の案件について意見をもらうということに関しては、比較的聞きやすいだろうなと思うんですけども、議会モニターみたいに、議会の運営に関してということになると、非常に難しくなってくるなというのも感じていて、何かやっぱりテーマを決めて、こういうテーマで話を聞きたいんで意見くださいとか来てくださいという形のほうが、意見は聞きやすいのかなというのは感じているところです。

○工藤日出夫委員長 そういう今の桜井委員の発言のような形であれば、私が知っている限り所沢市が進めている政策討論会、いわゆる、ある一定の政策について、市民と議員が意見を交わし合うというやり方が一つの方法なのかなというところもありますけれども、必ずしも非常に市民が議会の活動に参加する機会というのが、具体的な方法や状況というものがなかなか見いだせないの、このところについては難しい条項だななんて思いながら、ここまで受け止めてきておりますけれども、それぞれのところで御判断をしていただきたいと思います。

議会報告についてでございます。

第11条の1項として、議会は、市民に対する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換を通して多様な課題の解決に取り組むため、議会報告会を開催しているが、参加された議員からどのように受け止められているというふう、ここは条例に書いてあるわけじゃないんですけども、参加されている市民からの評価を、ど

のように受け止めているのかということについてを題材に挙げてみました。広報広聴の委員長としては、市民から様々な形でこの報告会に出てきた要望とか意見とかというものについて、どのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○中村洋子委員 まず、市民に対する議会報告会を行うということは、議会としての市民に対する開かれた議会にしようということでの努力で、ここずっとやっているんですが、やはりその報告会が市民がどこまで関心持って、どういう時間帯で集まるかというところがどんどん縮小というか、気持ち的に離れていってるのかなというのは、このところ感じるんですけども、市民が何を求めて議会報告会に臨むのかというところも、少し研究していかなければならないなと感じます。

○工藤日出夫委員長 議会として、議会報告会を始めてちょうど10年ちょっとぐらい過ぎているんだろうと思うんですけども、ずっとこの議会報告会の在り方については、改善しよう、改善しよう、改善しなければならないのではないかなということを考えながら、具体案がなかなか見えてこないんですけども、島野委員はこの議会報告会についてはどのようにお考えになられていますか。

○島野和夫委員 この議会報告会というのは、議会改革基本条例の中でも肝であると思っております。この議会報告会が実施できるかどうかというのが非常に大変なことであって、日本全国の議会でもなかなか実施できてない議会も

あると。まして、北本市においては毎議会ごとに報告会を実施しているというのは、非常にすばらしいことではあるというふうに思います。

一方で、課題としては、なかなか参加していただいている皆さんがちょっと固定化してしまっているという、もう少し幅広い市民の方に参加していただけるような、そういった努力も必要かなと思います。そういった中で、参加者の皆さんが本当に満足していただいているかどうかという部分については、なかなか議会報告という観点では、一方的な報告で終わってしまって、なかなか参加者の思いを酌み取る、意見交換会って第二部で実施をしておりますが、なかなか100%満足いただけているのではないのではないかという思いはいたしております。

○**工藤日出夫委員長** 高橋委員は、まだ議会報告会は8回ぐらいしか経験していないと思いますけれども、議員になる前と議員になって議会報告会というものについては、何かイメージはちょっと違うなというのはありますか。

○**高橋 誠委員** 実は、私議員になる前に一度参加させてもらったことがあります。その当時は職員の方も来られていて、かなり多くの方が参加をされていたイメージがあります。一部の議会の報告会が終わった後に、委員会ごとの集まりがあって、私当時自治会長だったんで、市民経済部の方がいるところでいろいろお話をさせていただいて、いろいろ意見を聞いていただいたという認識がありました。また、言ったことについて反映されたこともありましたので、そ

ういうことをやってて今こうあるんで、いろいろ検討されてきて今こういう形なんでしょうけれども、当時、自治会長として参加したときは、そういった感触を持っておりました。

○**工藤日出夫委員長** 議会報告会については、いろんな議会でも様々に手探り状態でやっているようなところもまだまだたくさんあるんだろうと思いますけれども、もう少し議会報告会の中で、住民の方と議会との間の、いわゆる意見の交換というのか、そういう機会はもう少し増やしたほうがいいんじゃないかなという印象は持っていますけれども、現状では議会報告会について、どのように受け止めていらっしゃるのかについては1から4までのところで自己評価をしてみてください。

桜井委員。

○**桜井 卓委員** この条文ですね、議会報告会という形でしてしまっていることがどうなのかってちょっと思っていて、議会報告会ってどうしても主眼が議会の報告になってしまうと思うんです。それなんで、定例会であったこと、臨時会であったことを報告すること、これをきちんと報告するというのがメインになっているんですけども、やっぱり今の流れとしては、公聴ですよね、その部分の強化、もちろん広報も必要なんで議会の報告は必要なんだろうけれども、公聴のほうを強調するような、そういった会であってもいいのかなという気がしています。そういう意味では、議会報告会というような名称、ネーミングの部分だけなんですけれ

ども、もう少し印象としては、公聴の部分メインに押し出してくるような会にしたほうが今には合っているのかなということをすごく感じています。

○工藤日出夫委員長 議会報告会は、北海道の栗山町というところが議会基本条例をつくって議会報告会を始めて、それが日本全国にたしか広がっていったと思います。埼玉県でも鶴ヶ島市の市議会が議会報告会を県内の議会では多分初めてだったと思いますけれども、新聞にもかなり大きく出まして、北本市議会の議員の有志が鶴ヶ島市の議会報告会に出席して、そこで、相当住民と議会との間に激しい議論というか質問、答弁が繰り広げられていたらしく、私出席しなかったんだ、帰ってきて議会報告会どうしようかということになったときに、ああいったような形では議会報告会は難しいから、議会報告会は議会で行われてきたことだけを報告するという会にしようということで、原型としてはそこからスタートしていますので、今、桜井委員から御提案があった形というのは、今後、広報広聴も議長から諮問されておりますので、その中でしっかりと皆さんからの意見交換を通じて御議論していただきたいというふうに思います。

それでは、15番目として、13条の市長等との関係についてでございます。

第13条は議会と市長との関係は、その立場及び権能の違いを踏まえ、緊張関係の保持に努めるものとするというのが、13条の1項でそのようになっている。この緊張関係が、いわゆるお

互いの立場というものの違いを踏まえた上で、緊張関係は保持されているというふうにお考えになられているのかどうかについて、お尋ねをさせていただきます。

私は議員になった頃は結構古い時代の議員が多かったので、それでもかなり厳しく指摘されたことがあります。うっかり市長なんかと議場でもってなれなれしく話をしようなんて思ったら、先輩の議員からかなり叱られたという記憶がありますが、北本の市議会は私の印象では執行部と非常にフレンドリーです。県議会へ行ったら県議会は最敬礼みたいな形になります。そういう意味では、いいか悪いかは私はちょっと判断できないんですけれども、北本市の議員は非常に職員とはフレンドリーですよ、それが本当にいいのかどうか。したがって、廊下でもってすれ違っても、職員は議員バッジを見ても誰も何にも言わない、横を向いています。県議会に行ったらまずそういうことは100%あり得ませんよね。よその議会でも議員バッジをつけた人間が市役所へ入って行って職員が横を向いて通り過ぎるなんてケースなんていうのは、よほどのことがない限りないと思います。そういう点ではいいのか悪いのかは分かりません。いいのか悪いのかは分かりませんが、少なくとも二代表制という制度の中における形からいうと、緊張関係というのは、まさにここに書いてあるように、保持されるということについて努めていかなければならないということになっていますけれども、大嶋委員は、この

辺についてはどのようにお考えですか。

○大嶋達巳委員 執行部提案の議案等について多くの議会がほぼ100%原案可決ということが多い中で、北本市議会は否決されたり、修正されたりというケースが多々ありましたので、そういう面においては、お互いの緊張関係があるのかなというふうには感じられます。先ほど、工藤議員の言われたようなフレンドリーだとか、あるいは、最敬礼で見るみたいなありますけれども、どちらがいいか分かりませんが、例えばですけれども、あまりに向こうがこちらを立てるような形になりますと、議員側が勘違いして、偉いんだと思うようなケースもあると思います。別になれなれしくしろというものはありませんけれども、それは適度な関係で、大事なものは、そういったことで議論いろいろやった上で、市民のためになれば良いのであって、それぞれの議員がそれぞれの判断でお互いに接すればいいのではないかなと思います。少なくとも、議会側は二代表制の中で、緊張感を持ってやっていると思いますので、あとは、執行部側、市長が、それをどう受け止めてどう対応するのかということになるのかなと思います。

○工藤日出夫委員長 はい。

それでは、滝瀬委員はどのように受け止めていますか。

○滝瀬光一委員 先ほど委員長から議員になったばかりの頃の話がありましたけれども、私なんかも先輩議員からは執行部との緊張関係については言われていましたので、ましてや、本会議

場でよく見る光景として、休憩入ると、その場で市長のところへ行ったりとかしていますけれども、それは、議場を出た後で行くべきだと感じているところであります。

○工藤日出夫委員長 それでは、市長との関係について、それぞれお答えをしていただきたいと思います。

政策等及び決算を審査するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審査に努めているのかという項目がございますが、そのことについては、努めてる努めてないも含めて、どのように自己判断をされているのかということでございます。

ここについては、桜井委員はこの件に関してはどのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○桜井 卓委員 議会としてというのはちょっとそれぞれの考え方でやっていると思うのでなんとも言えませんけれども、私はもともと執行部にいたということもありますので、こういったところに関しては、特に注意をしてチェックをしているつもりではおります。

○工藤日出夫委員長 島野委員は、この件に関しては、どのように受け止められていらっしゃるでしょうか。

○島野和夫委員 やっぱり予算より決算のほうが大事だというそういう認識で、決算審査をして来年度予算、どういった部分を改善していくか、そういう観点からは、しっかり決算審査をしながら、それを次の来年度の政策に立案をしてい

くというのが理想だと思うんですけども、会派としては、来年度予算要望というのを毎年やっている状況で、それを政策評価に資する審議に努めているかといったら、なかなか100%そこまではいかない状態ではありますが、しっかり決算についても来年度予算につながるような政策の審議をしていきたいというふうに思っております。

○工藤日出夫委員長 11年か12年ぐらい前になると思うんですが、私が議会運営委員会の委員長をやっているときに藤枝市に視察に行ったことがあって、藤枝市の決算の審査の仕方については行政評価をかなり細かくやっておりました。その後に愛知県大府市に行きまして、大府市は、委員会が非常に活発化していて、委員会で様々な決算を審査した後に、来年度の予算編成に向けては、この点とこの点とこういうことについては改善をするというような提言をするといったようなことがあって、なかなかすごいなど。大府市の事務局長は、うちの議員はものすごい仕事しますから議員報酬は安いぐらいですって豪語していましたけれども。そういうことで、いわゆる決算から我々は何を学び取るかということについては、決算は使ってしまったお金だからというような部分も結構ないとは言えないので、予算の審査に比べると決算の審査のほう割とあれする傾向があるんですけども、藤枝市も大府市も非常に決算の審査については、かなり我々なんかとは違ったような形でやっていたなという当時そんな記憶があります。ぜひ

9月議会は決算がありますので、そのところについては、これから考えていきたいと思えます。

それから、次に、議決事件でございますが、基本的に地方自治法では、議会が議決した事件で執行部をある意味市長を拘束できるという方法は限られておりますが、現在、それぞれのものを例外的に総合新興計画については、議会の議決要件になっております。これについては、総合振興計画だけで、ほかのものについては増やしたほうがいいのかどうかについて、皆さんからちょっと御意見をいただきたいと思えました。

大嶋委員はいかがですか。

○大嶋達巳委員 このことについては、すぐ意見は出ないんですけども、取りあえず現状のままでいいのかなと。総合振興計画そのものについて前回議会の中でも、その物自体の必要性について私問うていますので、そういったことから場合によっては議論をしてもいいのかなというふうに思います。

○工藤日出夫委員長 この件に関して、誰か御意見ございますかね。議会として、議決事件の数はもっと増やしたほうがいいのではないかなとか。

桜井委員。

○桜井 卓委員 もともと総合計画に関しても策定の義務化がなくなった、もともとは策定が義務化されていて、そのときには議決が必要だったって、北本市として総合計画を引き続きつく

るということであれば、やっぱり議決も相変わらず必要にしておく必要があるだろうということで、そこだけ入っているんだと思うんですね。基本的にこの部分を極端に広げる必要はないんだろうなと思っています。

一方で、子どもの権利条例のときには、子どもの権利擁護委員の任命と辞めさせるに当たっても、議会の議決を必要にしたりしていますので、必要があれば、そこについては議論していく必要があると思うんですけれども、今あるものについて、あえて議決事件にしたほうがいいだろうというのは、ちょっと今のところはないのかなというふうに感じています。

○**工藤日出夫委員長** それでは、18、19は委員会についてでございます。21条が常任委員会についてです。

常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は調査研究は、調査、研究及び審査を充実させるため、必要に応じて委員相互間の討議に努めることになっているわけですが、現在努めているのかどうかについてでございます。まさに議員間討議そのものの形で、委員の相互間の討議に努められているかというところが、非常に大きなところでございますけれども、ここについては、議会運営委員会も先ほど合議制ということもあってあれですけれども、今回の特別委員会、または常任委員会では、どのようにしているのかについて、自己評価をしていたきたいと思いますのですが、中村委員は、この件に関しては、どのように受け止めていらっしゃる

ますか。

○**中村洋子委員** 議会運営委員会には所属したことがないので、中身の討議というのがどこまでやられているかというのが分からないんですが、代表者会議の中でも、そんなに討議事項という状況じゃなく、そういう常任委員会の中で委員間の討議というところではなかなか、テーマについて話しましょうという形ではもっとできるのかなというふうに思いますが、今のところはあまりできていないと思います。

○**工藤日出夫委員長** 永井委員は、委員長になりましたけれども、この委員会につきましては、どのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○**永井 司委員** そうですね、この2年間を通して、また新しく就任させていただいた委員会においても、常任委員会においては委員相互間の討議という場面はなかなか設けられていないのではないかなというふうに感じております。議運はちょっと、あまりオブザーバーもしたことがないので何とも分からないんですけれども。ここの特別委員会だけ見たら、前回の委員会では結構喧々譁々お話しできたのではないかなと思うんですけれども、そういう場面場面区切ったらできていると思うんですけれども、常任委員会だけ切り取ったら、もっともっと充実させていってもいいのかなというふうに感じております。

○**工藤日出夫委員長** それでは、今のところについては、それぞれ自己評価をしてみてください。次に、21条の3項で、委員会は、政策立案及

び政策提言を積極的に行うよう努めるものとするというふうにはなっておりますが、私はここに、あえて括弧の中で、地方自治法の第109条の2項の規定に基づきと書いてます、ここに規定は何かというと、所管事務調査をできることになっていきますから、この所管事務の調査を、私がちょうど大府市に視察に行って帰ってきて、委員会のテーマ活動といったような形で提案をして、今もう落ち着いているわけですが、この109条の2項という規定に基づいた所管事務の調査ということについては、実際にそれぞれで積極的にやるように努めているのかどうかについてはいかがかなというふうな問いでございます。

このことについては、高橋委員は今度委員長になりましたけれども、どのように受け止めていらっしゃるでしょうか。

○高橋 誠委員 今、委員長になって前回6月の議会対応させていただきましたが、まだここには至っていないのかなと、正直まだここには至っていないというような認識です。

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員はどのようにお考えですか。

○滝瀬光一委員 これは、委員会活動、テーマを決めて、その2年間の中で委員会活動を行っているわけですが、この政策の立案、提言までもっていつているという事例は、僕の記憶が間違っていなければ、常任委員会で条例の制定が自殺条例だったと思うんですが、それ1本だけで、ほかは、なかなかここまでもっ

ていけないなというふうに認識しております。もっと積極的にテーマ活動を行って政策立案、提言まで進めるべきだというふうに考えます。

○工藤日出夫委員長 それでは、最後の20番目です。

23条の1項で、議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由闊達な討議を中心とした会議の運営に努めているものとするというふうな項目になっておりますが、現在、先ほど来、既に十分このことについては、まだできていないという結論的に言えばそういうことになってしまうわけですが、今回議長からもこの件については諮問をいただいております、これからの委員会としても、これについての方向性も出していかなければならない状況でございますけれども、現在は、今のところできているというふうなところにはなっていないというのが、これまでの議論でございました。

ここについての回答については、どういうわけか抜けておりまして、まだ23番にあるんだね、はい。

それで、これについては、これからも進めていかなければならないわけでありまして、先ほど来、もうこのことについては御意見をいただきましたので、それぞれのところに回答をしていただきたいと思います。

〔「委員長、先程のところちょっといいですか」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 滝瀬委員。

○滝瀬光一委員 委員会の議員間討議については、

休憩中においては、休憩して委員会討議というのはやったことがありますので、まったくもってやっていないということでもないと思うので、それだけ一言言わせてください。

○**工藤日出夫委員長** 私がたしか第五次総合振興計画の特別委員会をやったときには、かなりやりましたけれども、ほとんど休憩時間でやりました。委員会の中、本会議の中でというのは、今まで経験がない。

それでは、次に、23条の2で、議会は、議案の審議及び審査において、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、市民に説明を責任を果たすというふうな項目になっているわけですが、実際、私たちが今までの間で、市民にも説明責任を果たすところまでいっていたのかどうかについてでございます。

大嶋委員は、これらについてはどのように受け止められていますか。

○**大嶋達巳委員** 何度も出てきているその議員相互間の討議の部分については、委員会とか本会議とか全てにおいて、やっているケースも幾つか見受けられますけれども、まだ十分に行われているとは言えませんし、その結果としての市民に対する説明責任も十分に果たしているとは言えませんので、これ、全般的に言えることですが、この委員間の討議、これ、今回の特別委員会の主要なテーマになってくると思いますので、今後十分にこれは検討していく必要があるのかなと思います。

○**工藤日出夫委員長** それでは、23条の3項は、議会は、市政に関する政策等及び課題等に対して議員相互間の共通認識及び合意形成を図り、意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、または、市長等に対し政策提言を行うものとするというふうに条例上ではなっておりますが、これらについて、現在どこまでいっているのかということについて、自己評価をしてみたいと思います。

議員間の討議そのものが、先ほどの滝瀬委員のお話にありましたように、本会議場で、または委員会の中で行われているということはありませんけれども、全く行われていないということではないけれども、今ここで言われているのは、いわゆる正式の会議の中でやってるかやってないかということでございますので、そこらについては、まさにこれから一つの課題にはなっているんだろうなとは思っておりますけれども、桜井委員は、これらについて、どう受け止められていますか。

○**桜井 卓委員** 議員間討議に限らないんですけれども、議員間討議をして合意形成に努めるということと、その過程を透明化することとは、私は別物だというふうに思っていて、単純に議員間討議を本会議の場、委員会の場でルール化をしてやれば、それでいい議案ができるのかということに関して、そうではないと思っています。今回修正案出させてもらいましたけれども、やっぱりそれをいきなり本会議の場に修

正案を出して、そこで議論をしたところで、じゃ、こうしたほうがいいねってなかなかできないわけですよ。それはやっぱり事前に、言い方がいいかどうか分からないけれども、根回しみたいな感じでしっかりと合意形成を日々からいろんな議論をしながら、どういう方向がいいだろう、どういうものだったらきちんと皆さんと合意できるだろうということをやりつつ、さらに、それを本会議の場で、皆さんで議論をして、その過程を明らかにする、皆さんの考え方を明らかにするということが大事だと思うので、例えば、今回、議員間討議のガイドラインをつくったとしても、それだけで議員間討議が活発にできるとは思えないので、やはり皆さんが日々いろいろな考え方を、会派の中だけではなくて、会派を超えて話し合っていくようなことをやっていかないと、この議員間討議というのは根づかないのかなと思いますので、その部分もちよっと大事なかなと思っています。

○工藤日出夫委員長 それでは、最後23番目ですが、23条の4は、議員は、議会の機能を発揮するため、積極的に議員相互間の自由討議に努め、議論を尽くすというふうに現状では規定されておりますけれども、現在地としては、議論をつくされているというふうにお考えになられているのかどうか、それぞれ自己評価をしていただきたいと思います。

以上で、今日議会基本条例は、これ以外にも議会基本条例には様々な条項が定められております。今日は少なくとも、私たちが今、この条

例に定められている状況の中で、現在の立っている位置がどの位置にあるのか、それぞれ皆さんに今1番から4番まで丸をしていただきました。取りあえず、これをせっかくですので、まとめておきたいと思いますので、5分間だけ暫時休憩させていただいて、その間に、それぞれのを一旦まとめて、こちらにまとめさせていただきますので、少なくともどこかに印をつけて、最後に自分のものと分かるような印をどこかにつけておいてください。

〔「名前書くんですか」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 名前は記入しなくていいです。何かサインしておいてください。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時28分

○工藤日出夫委員長 休憩を解いて再開します。

今、集計をいたしましたので、簡単に申し上げますので、それぞれ自分のものを書いてください。

ナンバー1の項目につきましては、1できているが4、2ややできているが3、できていないが1という結果です。

ナンバー2の4条の3号については、行われている1番が2、2番やや行われているが5、3番が1ということです。

ナンバー3の5条の1につきましては、1はゼロです、2が7で、3が1。

ナンバー4の5条の2号は、1はゼロ、2が4、3が3でした。

ナンバー5の5条の3号は、1番がゼロ、2番が2、3が6。

次のナンバー6につきましては、5条の5号は、1番は1、2番が5、3番が1という結果でした。

ナンバー7の6条の1号は、推進しているというのはゼロで、やや推進という2番が2で、推進しているとはいえないが6でした。

ナンバー8の6条の2号は、1が3、2が4、3が1でした。

ナンバー9の6条の3号は、1が5、2が2です。

ナンバー10の6条の4号については、1が3、2が5でございます。

ナンバー11番の6条の5は、1が2、2が1、3が4です。

ナンバー12の議会活動を最優先については、1が8、全員ですね。

ナンバー13番の市民の参加につきましては、1がゼロ、2が3、3が4、4が1です。

ナンバー14番の議会報告については、1がゼロ、2が4、3が3、4が1という結果でした。

ナンバー15番の市長との関係については、1が2、2が5、3が1という結果です。

ナンバー16については、1が4、2が3。

それから、ナンバー17については、議決事件については、1が2で、2が5で……

〔「16番、7にしかない」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 書いてない人がいて。

〔「ごめんなさい、17もう一度お願いします。」と言う人あり〕

○工藤日出夫委員長 ナンバー17は、1が2、2が5、3が1です。

ナンバー18の21条の1号は、1がゼロ、2が3、3が5でした。

ナンバー19の委員会の21の3は、1がゼロ、2が3、3が2、4が1でした。

ナンバー20の23条の1につきましては、1がゼロ、2が2、3が6でした。

それから、ナンバー21は1がゼロ、2が1、3が7。

ナンバー22は1が1、2が4、3が3。

最後のナンバー23は、1がゼロ、2が3、3が5というような結果でございました。後ろからいくと、議員間の討議については全体は3が多いという結果でございます。これが、今私たちが少なくとも8人の議員が議会基本条例を基にした位置、位置がどの位置にいるかというのは、これで大体お分かりになったと思いますので、これらを含めて、これからの改革委員会というのを、いろいろ問題点を整理していきたいというふうに思いますので、それぞれおうちへ帰ってもう一度吟味して見ていただきたいと思います。

それでは、続きまして、今後の審査の方法等についてを議題といたします。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 今後の進め方ということなので、ちょっと意見させていただきたいんですけど

も、今日は議会基本条例について、いろいろ意見が出ました。非常に重要な内容だと思います。議長から諮問されている事項というのは、全て議会基本条例に関わるものです。ですから、今後の議論によっては、条例の改正ということもあり得ると思います。それだけ重要な議会基本条例です。そのことについて議長にお伺いしたいと思います。。

具体的には、例えば、議会基本条例の第2条では、この条例は議会運営における最高規範であるとあります。第11条では、議会は、議会報告会を開催するとあります。主語は議会で、その代表は当然のことながら議長です。第6条第5号では、議会活動を最優先するよう努めるとあります。このような規定がありますが、先日の議会報告会を議長は欠席されました。これは、客観的に見れば、議長は議会報告会を軽く考えているのではないかと映ります。個人的にはそう思います。

諮問事項の中には、議会報告会だけではなく様々な内容が含まれていますけれども、議長がそのような軽く感じられているのであれば、この特別委員会も、そのような軽い内容で議論していいのか。議長はどのように考えているのか、意見があればお聞きしたいと思います。

○工藤日出夫委員長 議長、何かありますか。

○保角美代議長 すみません、先日は議会報告会を欠席いたしまして、大変申し訳ありませんでした。

この議会報告会の日程については、5月20日

の臨時議会で議長に就任したんですけれども、この欠席した理由というのは、私が所属している団体の上位団体の研修及び私会長ですので、会長会議がありましたので、私以外のものが出席することが不可能であったので、そちらを優先にさせていただきました。優先順位とおっしゃいますけれども、優先順位的には、私の判断では、そのとき議会報告会よりそちらを優先順位として判断したという結果でございます。それに対して、今議会基本条例の中から、それは軽視ではないかと大嶋委員から御発言がありましたが、私は軽視しているつもりは一切ないとお答えを申し上げます。

今後、議会報告会に関しては、今後の日程もう既に出ておりますので、日程に関してはもちろん最優先をさせていただいて、なおかつ、議会を欠席するときと同じような理由であれば、誰もが欠席をされるのかなというふうに思うんですけれども、議長として、しっかり任を果たしていきたいと思いますので、御理解よろしく願いいたします。

○工藤日出夫委員長 私から申し上げるというのも変なんですけれども、議会運営委員長という立場から言えば、やはり議長公務以外の公務はないと私は思うんです。だから、確かに臨時議会で突然決まって日程の調整が難しかったというのはよく理解できるんですけれども、やはり議長公務が最優先だと私も思いますので、今後は十分御配慮していただきたいと思います。

それでは、今後の日程につきましてですが、

いろいろ考えまして、お手元に配付いたしましたような形の日程表をつくってみました。まず、優先順位として、議員間討議のガイドラインを含めた議員間討議についてを第一優先課題にしたいと思っております。既に、奥州市の議会運営委員会の視察の報告もございますし、8月5日に八王子市の視察でも議員間討議についての御示唆をいただくことになっておりますので、できれば、この19日の会議では、今9月議会において、委員会を中心とした試行的な実施に向けたルールづくりについて協議したいと思っております。ここで協議をさせていただいて、取りあえず、試行的な方向性を出させていただいて、9月議会の中で、委員会を今目指していますが、委員会で、試行的に委員間討議の実施をしていただく、そのことによっていろいろなまた我々の議会としての課題が見つかってくると思いますので、9月18日の会議で議員間討議のガイドラインについては決定したいと考えております。

10月には2回ぐらい予定しておりまして、10月にはタブレットの活用についての結論を出したいと考えています。先日、島野委員から、圏央の議会でもタブレットの問題が出ているというお話がありましたので、もしそういうことであるとすると、来年度の予算等の必要性もあると思いましたので、10月の形、2回ぐらいの会議でタブレットについては結論を出したいと考えました。

11月も2回ぐらいを予定しておりますが、11

月にはモニター制度の問題について取り上げて、モニター制度の方向性を出したいと思っております。

12月には、一応予備日の日にちを設けさせていただきました。

12月から1月にかけては、議会報告会の改革についてを、議題として、これも2回ぐらいの会議で一定の方向性を結論を出して、1月の議会報告会に間に合わせたいというふうに考えております。

1月のその後は、通年議会についてと開催をいたしまして、2月上旬の予定の日にちはまだ決めていませんが、一度住民に対しての意見交換会を含めてたタウンミーティングをしたいというふうに考えております。このタウンミーティングを通して、通年議会等の問題についても一定の結論を出していきたい。

これで、ここまできますと、おおよそ議長から諮問をいただいた部分については、議員個々の状況についての問題点は別といたしまして、残るのが議員定数と議員報酬の問題でございますので、この2つの問題につきましては、来年の3月から5月ぐらいまでの間のテーマとして掲げさせていただいて、その間一度研修会として、地方議会の議員力の向上に向けてという、仮のテーマですけれども、廣瀬先生に一回来ていただいて、議会基本条例のときに来ていただいたのかな、廣瀬さん。現在は、全国市議会議長会の調査の委員の一人でもなさっていらっしゃるし、今度の和光市の研修会の講師にも来て

いるみたいですがけれども、廣瀬先生にまた来て
いただいて、定数の問題も含めた形で研修会を
いただいて、その後、この議員定数と議員報酬
の問題について、集中的に取り上げて6月議会
に向けて議会の報告をさせていただいたところ
で、この委員会としては一応の結論を出したい
と、このような日程を私なりにちょっと昨日い
ろいろと状況を踏まえながら考えてみましたけ
れども、このような方向でよろしいでしょうか、
手順も含めて。

桜井委員。

○桜井 卓委員 ぱっと見た感じでは大変乱暴な
日程だなと感じています。本当にこの2回程度
の議論で議会報告会の改革などが決まってい
くのか、また、前回の第1回の議論の中で、例え
ば、2つぐらいのグループ分けをして議論する
ということも話し合われていたようで、私ちょ
っと参加していなかったんですけども、それ
に対しても特に否定的な意見はなかったのでは
ないかなと思うんですね。そういったことをあ
る程度決めてからスケジュールも決めるべきで
はないかと思います。あくまで素案ということ
なんで、このとおり進むかどうかは別として、
流れとしては、こういうことなのかもしれませ
んけれども、先にスケジュールありきではない
んだろうと私は思います。

○工藤日出夫委員長 前回の会議で、来年の6月
議会を一つの目標として進めていくということ
を皆さんとの間で合意形成させていただきまし
たので、6月議会までに一定の結論を出すとな

りますと、いただいていた諮問の事項が6項目
というふうになっておりますので、その6項目
に対しての結論は、やっぱり順次一つ一つ結論
出していかないと最終的には間に合わないの
ではないかなと思って、取りあえず2回ぐらいの
会議を通じて結論を出せるものから順序立てた
というのが私の考え方でございます。決して、
乱暴と言え、乱暴そのものでございますけれ
ども、かなり日程的にいうと非常にタイトな日
程で結論出せるものは結論を出して一つ一つ片
づけていかないと、なかなか先へ進んでいか
ないんじゃないかなと。

桜井委員。

○桜井 卓委員 この2回の日程が一体どのくら
いの時間を割くつもりなのかは分かりませんけ
れども、期限が決まっているからといって、そ
こで多数決を使ってどんどん決めていくこと
ではなくて、やはり先ほどから言っているように、
熟議をすると議論をするというのが議会の本来
的な決め方だと思いますので、その部分はし
っかりと時間を取って、熟議をした上で進めて
いっていただきたいというのが私の願いです。

○工藤日出夫委員長 当然、これでもって全てが
このとおりと私が考えているわけでもございま
せんが、仮に月2回ぐらいの開催の予定として
考えればこういうことかなと。この間に必要に
応じて、例えば、モニターの問題を2回、長く
て3回、または、議会報告会の問題は2回じゃ
なくて3回とかというようなことは当然出てい
くと思いますので、そのときそのときの状況に

よっては、その月に2回じゃなくて3回、4回ということもあるんだろうと思いますけれども、取りあえず月2回という想定をした上で計画を立てていくと、このような状況かなというものを予想したもので、ただ、流れとしては、こういう流れで進めていかないと結論はなかなかいつまで経っても出ないのではないかなということで、このような流れをつくったところでございます。熟議は当然です。

桜井議員。

○桜井 卓委員 もう一つ、ワーキンググループについてですね、これは、私は前回参加していなかったのが最終的な結論が分からないんですけども、ワーキンググループをつくって、その中での議論をしていくというというか、その中で、ワーキンググループでもんで、それをこの場に持ってきて、そこで、しっかりとみんなで話し合うような流れというのが提案されていたと思うんですけども、これに関しては、どうなったのでしょうか。

○工藤日出夫委員長 これは確かに小久保委員がそういう御提案をさせていただきましたけれども、最終的に私だったと思いますけれども、それはやらないで全体でやりますというところで、たしか方向性としては、そういうことだったと思います。ですから、こういう流れを全体でつくりました。小久保委員は、幾つか2つぐらいのグループに分けたらいかがでしょうかということがあったんですけども、全体に関わる部分が多いので全体でやりましょうということで、

最終的に私がそういう判断をさせていただきました。

○工藤日出夫委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時51分

再開 午後 3時51分

○工藤日出夫委員長 休憩をといて再開します。
島野議員。

○島野和夫委員 議員報酬と議員定数の審査、最後にありますけれども、これまで過去に、代表者会議でも議論してきた中で、政務活動費に関連してセットで議論してきたと思いますので、この議員定数と議員報酬、さらには政務活動費についても合わせて審査をしていただければと思うのですが。

○工藤日出夫委員長 私は政務活動費についてはもう結論が出たのかなということで、諮問をされていませんので。

大嶋委員。

○大嶋達巳委員 一旦それは結論が出ましたけれども、また、そのルールが変わりまして、変わった中での運用で必要があれば見直すということだったかと思いますので、これは、状況になったらこれは入れていったほうがいいのではないかなというふうに私は思います。

○工藤日出夫委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 3時57分

○工藤日出夫委員長 休憩をといて再開します。
桜井議員。

○桜井 卓委員 政務活動費について、ここはセ

ットではないという御意見もあるんですけども、具体的に、これからどうやってこの議会が活動していこうかという話をまさにするわけですね。今まで議員として活動していたことだけではなくて、議会としてどういう活動をしていくかという議論をしていくわけですから、場合によっては、例えば、今まで個人で調査をして、それを政策形成につなげていく、提案していくということをやってきたものを、これからは、議会としてちゃんと熟議をして、合意形成を図ってやっていこうという話になるのではないかなと思うんですね。そうであるべきだと思います。

だから、最初から、政務活動費については議論しないって決めつけるのではなくて、必要があれば議論するべきだと思います。

○工藤日出夫委員長 私は、しないとは言っていないよ、ただ、諮問は受けていませんからということをお願いしているんです。諮問を受けていないので、まず、ここに書いてあるのは、諮問を受けた事項についてやりますよと。ただ、1回目に大嶋委員が、議会改革で改善ですか、改革ならゼロベースからやる必要があるのではないですかという御意見もありますから、それは、いろいろな御意見を意見交換する中で、議会改革という状況の中で今のような問題が出てきたときに、それを取り上げてやるということについてまでは私は否定していませんけれども、少なくとも議長からの諮問事項にはありませんから、少なくとも今私の置かれている立場とし

ては、諮問事項としてはこういう流れじゃないでしょうかということを行っている。こんな流れで、全体の流れでよろしければこれでいきますし、何か違った流れがあるようでしたら、また事務局にでも御提案をいただいて、そうしたら正副委員長でもって話し合っ、また皆さんにお諮りさせていただきたいと思います。

ただ、全体の流れが決まらなと、実際には、先には進んでいかないと思いますので、一つの流れとしては、こういう流れでいきたいと思いますので、これから当然やる中で、いろんな形の議論が出てくると思いますので、それは、柔軟に取り入れながらやっていきたいと思います。

よろしいでしょうか。続きまして、その他について議題といたします。

その他事項で何かございますでしょうか。

桜井委員。

○桜井 卓委員 先日の議会報告会におきまして、この議会改革特別委員会の開催のお知らせをどうするかというお話があったと思います。議会報告会の中では、いついつが開催日ですよということはお知らせしたんですけども、こういったものは、やはりしっかりと議会のホームページを使って周知をしていくべきものだと思いますので、ぜひその点をよろしくお願いいたします。

○工藤日出夫委員長 そのようにさせていただきます。

少なくとも次回の19日の開会のときには、残りのこれからの決まっていな9月以降の日程

をできるだけ決めていきたいと思いますので、
それぞれの自分の御都合等を含めて、十分踏ま
えた上で御出席いただきたいと思います。
ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○工藤日出夫委員長 それでは、副委員長、閉会
をお願いします。

○中村洋子副委員長 以上で、第2回議会改革特
別委員会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後 4時00分